

台風19号による森林被害と復旧対策について

熊本県林政課 吉田庄太郎・川野 輝彰

1. はじめに

平成3年9月27日に本県を襲った台風19号は、県内各地で観測史上最高の瞬間最大風速を記録した。熊本市で52.6メートル、阿蘇山で60.9メートルと、県内全域にわたって暴風がふき荒れ、死者6名、負傷者395名の被災者と家屋の全壊172棟、半壊1,408棟のほか大多数の家屋に被害を及ぼした他、林業関係にも甚大な被害をもたらした。

特に、森林災害（造林地等、林産物）の被害額は136億円にのぼり、県下全域に発生しているが、なかでも阿蘇、球磨地方に集中しており、被害の74パーセントを占めている。

今回の被害の特徴は、いよいよ収穫期を迎えつつある30年生以上の森林が、倒伏、幹折れ、曲がりなどの被害にあい、強風により木質部の組織が破壊され、製材品として利用できないものが大多数であることである。

また、記録にのこるこれまでの森林災害では、昭和59年の雪害による被害が11億円で最大となっており、今回の被害がいかに大きなものであるか理解できる。

区 分	箇所数等	被害額(千円)	摘 要
林業用施設	15ヶ所	35,363	林道施設被害
共同利用施設	20 "	35,060	木材施設及び特殊林産物施設被害
林地荒廃防止施設	1 "	50,000	護岸工施設被害
林産施設	505 "	556,894	木材施設及び特殊林産物施設被害
山地崩壊	87 "	2,314,950	新生崩壊地
造林地等	248ha	305,240	利用伐期令級未満の森林被害
林産物	1,144千㎡	13,340,660	利用伐期令級以上の森林被害
苗畑等	1,726千本	99,980	苗木被害
計		16,738,147	

2. 復旧体制づくり

(1) 林務関係被害対策班の設置

災害対策の的確かつ円滑な実施を図るため、林務担当次長をキャップに林務4課の技術補佐を班長として
 (ア) 災害の現状把握を踏まえたうえでの対策の検討
 (イ) 対策の管理運営（啓発、指導、実施等）
 (ウ) その他必要な事項、などについて必要に応じて対策班会議を開催している。

(2) 出先機関の林務課に救済についての相談窓口の開設

被災森林所有者等が気軽に安全のための作業方法や救済内容などについて相談できる窓口を開設している。

(3) 森林災害対策連絡会議の開催

森林災害が県下全域に発生し、かつ、膨大な量であることから復旧作業がはかどらず、梅雨期による大雨、長雨等により、倒木の流出や、山腹崩壊などの二次災害が懸念されることから、県庁内に、林務、土木、総務、企画の関係部局で連絡会議を組織し、横の連絡を密にして情報交換を図り、より効果的な対策を推進することとしている。又危険地の共同調査等を実施して、復旧対策を検討している。

(4) 台風被害木の伐倒処理作業に関する現地講習会の実施

風害による被災木の伐採作業は、通常の伐採作業の何倍も労働災害事故が多く発生する危険な作業のため、その未然防止を徹底する必要がある。

このため、「安全な伐木作業」のマニュアルを作成し、各地で現地講習会を実施した。

(ア) 実施月日 10月21日～28日

(イ) 実施場所 県内6地域

(ウ) 講習対象者 出先機関の林務職員、市町村担当職員、森林組合等の労務班長

(エ) 講師 林業専門技術員、安全衛生指導員

(オ) 参加人員 467名

(カ) 高性能林業機械林内実演会の実施

被害木の早期搬出と素材生産の能率化のために、搬出と玉切りを行う林業機械の実演会を実施した。

(ア) 実施月日 2月17日

(イ) 実施場所 球磨郡球磨村

(ウ) 講習対象者 出先機関の林務職員、市町村担当職員、森林組合等の担当者

(エ) 実演機械 タワーヤード、プロセッサ、集材クレーン車

(オ) 講師 林業専門技術員

3. 救済制度

(1) 森林保険制度

森林の損害てん補制度である「森林国営保険」と全国森林組合連合会の「森林共済」から、加入者に対して損害てん補事務を行っている。しかし、壮令林の加入率が低いため、保険によって救われる率は低い。

(2) 金融制度

天災融資法の発動により低利の制度資金の貸出しが出来るが、とくに特用林産物生産者に対しては、「台風被害林業経営維持資金」の利子補給を県、市町村、森林組合等で行い、貸付利率を3パーセントにした。

(3) 補助制度

㉑ 復旧造林について

激甚災害指定市町村(12市町村)における森林災害復旧事業については、国1/2に県費を4/10嵩上げて90パーセントの補助としている。

又指定被害地造林については、84パーセント、被害地造林では72パーセントの補助率とし、復旧造林(被害木等の伐倒、搬出、跡地造林、倒木起し、作業路の開設)を推進することとした。

㉒ 除間伐について

被災森林の除間伐については「台風被害森林整備事業」を新設し、通常の造林事業の除間伐補助に加え、森林災害復旧事業の対象地域では、22パーセント、指定被害地造林の対象地域では、16パーセント、被害地造林の対象地域では4パーセントを県で助成することとした。

㉓ その他の被害木の伐倒整理について

国庫補助の対象とならない被災森林の被害木伐倒整理のため「台風被害木伐倒整理事業」を新設し、県で

50パーセントを助成することとした。

この事業によりチェーンソー172台、チルホール12台、ひっぱりだこ4台、多目的ウィンチ1台を導入した。

㉔ 「緑資源活性化推進事業」について

被害木の伐倒整理等に必要な機械及び施設等の整備のため日本中央競馬会交付金を財源とした「緑資源活性化推進事業」を実施することとし、交付金45パーセントに県で15パーセントを助成することとした。

この事業により林内作業車1台、クレーン付トラック2台、ローダ付トラック2台、ダンプトラック2台、ミニパワーショベル1台、スーパーオグライザー1式を導入した。

㉕ 被害木の利用促進について

被害木をチップ、木炭として利用するため、「風倒木緊急処分促進事業」を創設し、山床からチップ工場までの搬出と移動炭化炉の導入に要する経費の50パーセントを県で助成することとした。

(4) 労働力確保対策

林業労働力が慢性的に不足している中で、復旧に必要な労働力を確保するため、労働力の需給調整会議を開き、その結果、小国町に対して15名の素生協の作業者が派遣されている。

(5) 被害木の材質調査

本県の林業研究指導所において、被災タイプ毎に材質を調査し、利用に際しての木取り方法等の指針を得るため、平成3年度から2ケ年で実施することとしている。

4. おわりに

今回の災害は未曾有のものであり、数々の教訓を残していった。我々林業技術者は、この経験を十分に生かして、今後の林業経営にあたらなければならない。